



令和7年3月28日
大臣官房技術調査課

業界団体との意見交換の取組成果をまとめました ～「令和6年度 国土交通省・日建連意見交換会」成果報告～

国土交通省では、建設現場の働き方改革や働きやすい職場環境の整備等を推進するため、一般社団法人 日本建設業連合会（以下、「日建連」という。）と定期的に意見交換を実施しており、このたび、令和6年度に実施した意見交換の成果として、直轄土木工事の令和6年度における取組をまとめましたので、公表いたします。

地区ごとに地方整備局と日建連とで公共工事の諸課題を意見交換し、その結果を踏まえ、国土交通本省も加わり、公共工事の生産性向上や担い手の確保などを議論し、直轄土木工事の令和6年度における取組としてとりまとめました。

<地方整備局（公共工事の諸課題に関する意見交換会）>

開催日	地区	意見交換のテーマ
令和6年5月13日	関東地整	<u>1. 働き方改革の推進</u> (時間外労働上限規制遵守の課題と取組み) (1) 時間外労働上限規制遵守の課題と課題解決の方向性 (2) 工事現場における完全週休2日の実現 (3) 適正な工期設定と条件明示の徹底 (4) 書類の削減と簡素化の徹底
5月23日	中国地整	
5月30日	四国地整	
5月31日	近畿地整	<u>2. 品確法の的確な運用（入札・契約に関する改善）</u> (1) 予算確保と適切な発注の推進 (2) 入札と契約制度に関する改善 (3) 資材価格高騰への的確な対応 (4) 地方公共団体発注の建築工事における設計図書の適正化等
6月3日	東北地整	
6月5日	北陸地整	
6月10日	九州地整	<u>3. 生産性向上（新技術・新工法の活用促進）</u> (1) 新技術とDXの現場実装の推進 (2) プレキャスト工法の活用拡大 (3) ICT活用による施工監理の効率化
6月13日	北海道開発局	
6月17日	中部地整	<u>4. 担い手の確保</u> (1) 若手技術者の育成・定着 (2) 技能者の待遇改善 (3) 建設業全体の魅力発信

<国土交通本省（フォローアップ会議）>

開催日	会議	主な意見交換のテーマ
令和6年6月21日	意見交換会報告会	意見交換会結果報告
7月26日	第1回フォローアップ会議	フォローアップ会議の実施方針
11月25日	第2回フォローアップ会議	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革の推進 ・品確法の的確な運用 ・生産性向上 ・担い手の確保
令和7年3月13日	第3回フォローアップ会議	

<意見交換の取組成果>

令和6年度の意見交換を踏まえ、令和7年度には、直轄土木工事の中で以下について取り組んでまいります。

1. 働き方改革の推進～時間外労働上限規制遵守の課題と取組み～

(1) 土日現場閉所による完全週休2日の実現

→ 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。新たな取り組みとして週休2日（完全週休2日（土日））の補正係数を新設。補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合は代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。【別紙1】

(2) 時間外労働上限規制に伴う適正な工期と歩掛の設定

→ 令和6年4月から適用される時間外労働上限規制に対し、発注者は受注者からの協議に丁寧に応じるとともに、受注者の責に帰すことが出来ない施工条件変更の必要がある場合は、適切に工期延長を検討する旨通知。
 → 令和7年度には、資機材や運搬コストの上昇、工期の延長について、引き続き適切に対応するとともに、より一層の現場把握を実施。

(3) 書類の削減と簡素化の徹底

→ 令和6年度には、各種説明会やアンケート等から得られた意見を踏まえ、各地方整備局で策定したスリム化ガイド等の改定を実施。
 → 令和7年度には、スリム化ガイド等のさらなる展開及び国土交通本省と日建連によるスリム化ガイド・ポスターの作成を検討。

2. 品確法の的確な運用（入札・契約に関する改善）

(1) 技術評価を重視した総合評価落札方式への改善

→ 令和7年度以降に発注する総合評価落札方式（技術提案評価型）の工事において、技術評価で差をつけることを基本とする。入札価格の段階的な価格評価点等の導入については、今後も引き続き協議・検討。

3. 生産性向上（新技術・新工法の活用促進）

（1）新技術・新工法の現場実装の推進

・トンネル工事の自動化施工に向けた検討

→ 令和6年度には、トンネル工事の自動化施工に向けた課題、技術開発ステップの考え方について、国土交通省と日建連で共有するとともに、省人化を目的とした民間開発の新技術・新工法を直轄工事に導入する仕組みについて検討。

→ 令和7年度には、自動施工技術の適用が有用な直轄トンネル工事において、省人化施工試行工事を実施。

・受注者提案による新技術・新工法を導入する新たな仕組みの検討

→ 国土交通省において「S I型」の運用方法に関する検討を進め、令和7年3月の発注者懇談会 建設生産・管理システム部会にS I型の実施要領案を報告。

→ 令和7年度に開始するS I型の試行について、国土交通省においてフォローアップを実施。【別紙2】

（2）I C T活用による施工管理の効率化

→ 令和7年度には、「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）」の改定のため、遠隔臨場に関する好事例の事例集の作成及びフォローアップ調査を実施。

（3）協調領域の研究開発の促進

→ 令和6年度には、協調領域設定から標準化に至るまでの流れを整理するとともに、協調領域として取り組むべきテーマを設定。

→ 令和7年度には、協調領域として取り組むべきテーマの設定を継続するとともに、協調領域の技術開発等を進めるため、日建連「協調領域専門部会」に国土交通省も必要に応じて参加し、合同でモニタリングを行う体制を構築。

4. 担い手の確保

（1）若手技術者の育成・定着

→ 令和7年度以降に発注する工事において、品質確保の観点も考慮しつつ、若手の監理技術者の参入・育成のため、以下の取り組みを実施。

【別紙3】

- ・若手の監理技術者の参入を促す入札契約方式への改善（技術者の実績を評価対象としないW T O工事を対象）
- ・企業による技術者個人のライフイベントを考慮した、柔軟な人事配置や交代に資する取組

(2) 技能者の処遇改善（CCUSの普及等）

- 令和6年度には、45の都道府県で直轄CクラスのCCUSモデル工事を実施するとともに、46の都道府県でモデル工事等企業評価が導入。さらに、地域での普及・促進に向け、元請・下請双方交えた意見交換会を6地域で開催。
- 令和7年度には、地域レベルでのCCUS普及に向け、引き続き地域の理解を踏まえ直轄Cクラスのモデル工事を実施するとともに、都道府県や政令市、県庁所在地をはじめとした市町村発注工事における評価等の導入、現場利用の推進に向けた働きかけを行う。併せて、国直轄工事でのCCUS義務化・活用推奨モデル工事も引き続き実施。

＜問合せ先＞

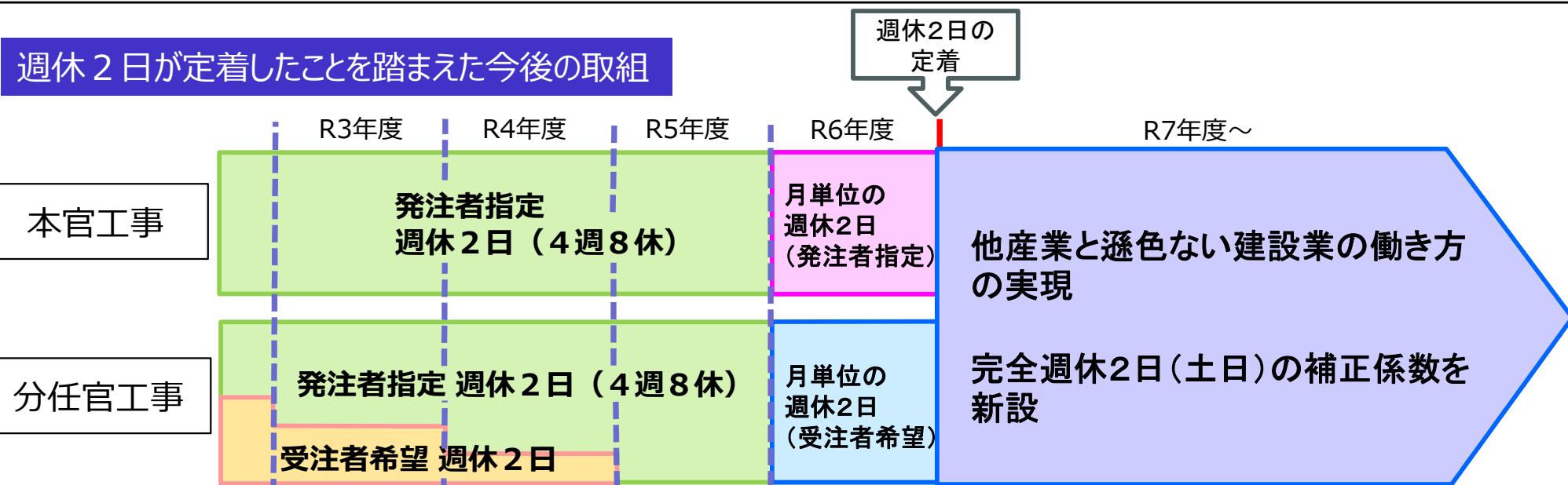
大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室 栗原、木村

TEL：03-5253-8111（内線22353、22355）、03-5253-8221（直通）

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。

※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。

※完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。



R7年度の週休2日補正係数

<現場閉所>

工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
補正無し	労務費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03

<交替制>

工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日)
補正無し	労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.02 現場管理費:1.03

S I型の導入背景、制度概要

- 現行の技術提案評価型S型は、技術点差がつきづらくなっていることや、仮設や工法の変更は認められておらず施工者のノウハウを十分に活かす発展的な提案がしづらい等の課題が存在
- 令和6年6月、公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、VFM(Value for Money)の考え方方が記載。その考え方に基づく、新たな入札契約方式が必要。(⇒S I型を試行)

観点	S型（現行）	S I型（試行）	技術提案・交渉方式（ECI方式）
対象工事	発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る工事	発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づいた仮設物、工法、目的物の比較的軽微な変更により、更なる品質向上、安全性向上、環境改善等が期待される工事	発注者が最適な仕様を設定できない工事又は、仕様の前提となる条件の確定が困難な工事
技術提案内容	・施工上の特定の課題等に対する工夫等を求める（従来テーマ）	<p>左記、従来テーマの技術提案（通常技術提案）に加え、以下の「技術向上提案」を求める。</p> <p>・技術向上提案は、発注者が示した仕様に対して目的物の仕様や工法（仮設等を含む）の変更を許容した上で、さらなる安全性や生産性、目的物の品質の向上、あるいは施工期間や規制期間の短縮等が期待されるテーマ 設定例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期延期のリスク回避（施工性の高い工法への変更） ・安全性の向上（交通渋滞・交通事故発生の防止、作業員の危険防止） ・構造物の新設時における、点検困難箇所への維持管理性の高い工法等の採用 <p>※従来の技術提案テーマと技術向上提案テーマについてそれぞれ1テーマずつを標準</p>	事業課題を踏まえ、施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を求める※ ※提案を求めるのは技術協力業務、又は設計業務。工事は優先交渉権者と価格交渉を実施し、合意の後、随意契約
落札者の決定方法	入札価格が発注者が示した仕様に基づき作成した予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で乗じた値（評価値）の最も高い者が落札者となる		技術評価点が最も高い者が優先交渉権者となり、技術協力業務又は設計業務において仕様・価格等を交渉し、交渉が成立した場合に契約を締結する
技術評価点の項目	・標準点 ・施工体制評価点 ・従来テーマの技術提案の点数	・標準点 ・施工体制評価点 ・通常技術提案の点数 ・技術向上提案の点数	・技術提案の点数
予定価格の設定方法	・発注者が示した仕様に基づいて設定	発注者が示した仕様に基づいて設定 技術向上提案部分に要する費用は予定価格に含めない。 公告図書に上限額を明示。上限額は当初予定価格の5%を上限として設定。	予定価格は、技術協力業務（設計業務）において確定した仕様（技術提案含む）に基づき設定
技術提案の履行義務	・履行義務あり	・通常技術提案は履行義務あり ・契約手続き段階で提案された技術向上提案について、発注者が指示を行い、契約変更を実施した場合、履行義務が生じる	・技術協力業務、又は設計業務において、技術提案には履行義務はないが、価格等の交渉を通じて確定した仕様に対する履行義務あり。
発注手続き期間	非WTO：合計1.5か月～2か月程度 WTO：合計2.5か月～3か月程度 【段階選抜無しの場合】	工事内容・テーマ等に応じ左記に記載の通常のS型よりも長く設定する。【段階選抜無し（WTO）の場合】	工事の特性（緊急度、規模、煩雑さ、提案の自由度、前提条件の不確実性の程度等）を踏まえて設定（設定例：3～6ヶ月、4～6ヶ月、5～8ヶ月、6～12ヶ月、12ヶ月以上等）

■豊富な経験を有する監理技術者の育成と担い手の確保に向けた対応が急務

課題:国が発注する土木工事において不足する若手監理技術者

- 監理技術者の多くが40代後半から50代となっており、過去10年で若手監理技術者の数は減少傾向にある
- このため、中長期にわたり公共工事の品質を確保するためには、若手監理技術者の育成が急務

※若手:40歳以下

<発注者の状況>

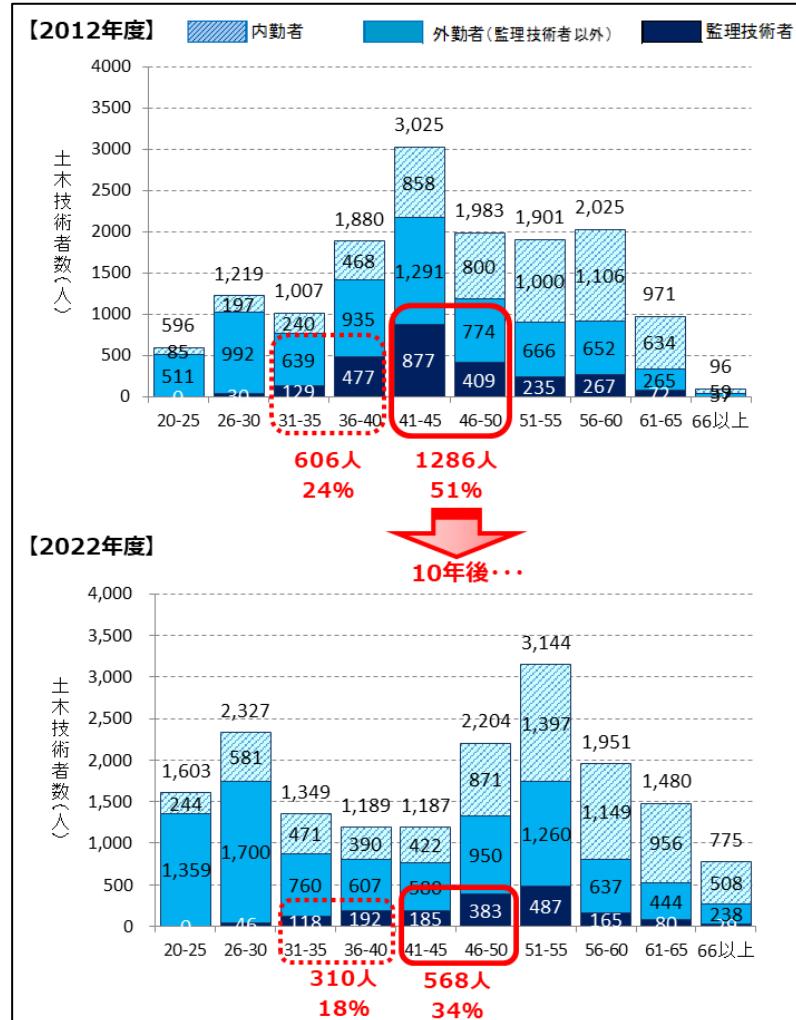
- 品質確保の観点から、入札における配置予定技術者の評価において、「監理技術者としての従事経験」を求める場合あり
⇒若手技術者登用のディスインセンティブに
- 若手技術者が監理技術者としての経験を積むことを支援する試行工事(※1,2)を導入しているが数が限定的
- 配置予定技術者の評価や資格確認のため、入札参加申請時点で技術者の特定を求めており、複数の候補技術者の申請を認めていない
- 入札時に女性技術者を加点要件とした場合、入札の公平性の観点から技術者交代の制約となる場合がある
⇒企業は技術者個人のライフイベントに柔軟に対応できない

※1 : 監理技術者交代育成モデル工事

豊富な工事経験がある技術者が経験のない若手技術者を指導・監督し、工期途中で当該若手技術者を監理技術者を交代することで技術者の育成を図る工事

※2 : 専任補助者制度

若手技術者を監理技術者として配置し、経験豊富な技術者を「専任補助者」として配置できる制度。専任補助者の実績を入札参加の際に監理技術者の実績として評価しつつ、若手の技術者に当該工事での監理技術者としての実績を付与することで若手技術者の育成を図る



【図出典】日建連「土木技術者の年齢構成実態調査」より／調査対象:19社
を国土交通省において一部修正

■課題を踏まえ、品質確保の観点も考慮しつつ、次世代の担い手の参入・育成の取組を推進

対応①:若手の監理技術者の参入を促す入札契約方式への改善

技術者の実績を評価対象としないWTO工事において以下の取組を実施

- 段階選抜方式における配置予定監理技術者の評価項目に、過去に同種工事に携わった際の立場(監理技術者等)を求めない
- 監理技術者交代育成モデル工事・専任補助者制度の取組拡大
- 競争参加資格要件の「配置予定技術者の同種・類似工事の施工経験」について、一定期間以上従事していれば施工経験を認める(※)
※当該工事の工期の全期間にわたって従事したことを求めない

期待される効果

- ・若手監理技術者の登用拡大

対応②:企業による技術者個人のライフイベントに考慮した柔軟な人事配置・交代に資する取組の推進

- 技術者の実績を評価対象としないWTO工事(※)において、配置予定技術者に関する書類の提出期限を入札直前で可とする
※段階選抜方式を除く。当面は一般土木から試行
- 入札時の加点要件を見直し(配置予定の監理技術者として女性技術者と若手技術者を同等に評価)、やむを得ない場合(※)の交代について、各企業がより柔軟に対応できる環境を構築
※傷病、被災、出産、育児、介護 等

期待される効果

- ・企業が配置予定技術者の検討に際し、個人のライフイベントをより考慮可能 ⇒ 離職防止に寄与
- ・監理技術者としての従事を希望する技術者の増加

対応③:ワーク・ライフ・バランス(WLB)等推進企業を評価する取組の推進

- 工事・業務におけるWLB等推進企業※への加点措置の実施(工事CD等級、業務へ取組拡大)

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定の取得企業



期待される効果

- ・企業の労働環境の改善等を促進し、人材の確保・定着に寄与

→ 上記の取組により、中長期的な公共工事の品質確保を図る